



昨年2月、新型コロナウイルスへの注意喚起と学校対応の説明の為に「健康と安全・安心」に特化した本通信第1号を発行して以来、2回目の4月を迎えました。「学園生の命を守る」をスローガンに、学園と保護者をつなぐ架け橋「健光の橋」を用いて情報共有した上で、一致協力して臨時休業、緊急事態宣言、第二・三波を乗り越えてきました。今年度も状況に応じて随時発行してまいります。

光明学園では、学校として取りうる最大限の予防策を講じながら、学園生の「学びを止めない」ように、創意工夫して教育活動を展開しています。本日、小・中の入学式を終え、明日は、高等部新生を迎え、小1～高3まで、全学年が揃います。本号では新生、転入生をお迎えするこの時期に、これまで蓄積した学校の予防策やルール共有を目的として、再確認を中心に説明します。（なお、過去の通信は「光明学園ホームページ」から閲覧することも可能です。）

新生保護者の皆様、「健光の橋」は光明学園と御家庭の「ルールブック」としての役割を担っていきます。在校生保護者の皆様もこの機会に、再度ルール等を御確認ください。

PCR検査を受ける・受けた ⇒ 学校又は専用公用携帯電話へ必ず連絡を！

以下の①②③の場合、**感染対策用の公用携帯電話に速やかに御連絡**ください。

- ・ 平日8:30～17:00 学校代表電話(3323-8421)で副校長をお呼び出してください。
- ・ 上記時間帯以外 感染対策用の公用携帯電話へお願いします。（時間外も可！）

副校長

泉 慎一

石川 拓

吉平竜太郎



- ① 学園生が医療機関等においてPCR検査等を受けた・受けることが決まった場合
- ② 学園生が濃厚接触者となった場合
- ③ 学園生のPCR検査等の結果が分かった場合

★学園生が「放課後等デイサービス」を利用されている場合は、利用契約をしている保護者の方から、その事業所に、①②③をお知らせください。事業所等においても、以降の対応を協議することにつながります。なお、一報を事業所等へ入れられた際は、その際の事業所等の対応についても、学校へお知らせください。

保護者の校舎内立ち入り制限を継続します

学校が依頼して校舎内に入る必要がある場合（新生の付き添い・医療的ケア等での付き添い・保健室での保護者も交えた健康観察・検診の同席・個別面談等）を除き、保護者の校舎内への立ち入り制限は昨年度から継続しています。

- ・ 保護者送迎での登校

★登校時、西棟SB昇降口では主幹教諭等が輪番で入校確認しています。立ち入り許可（上記）以外の方は、校舎内に入らずに、昇降口で担任に引き渡しができるように、内線で教室に連絡します。

★主幹教諭が立っていない時間帯（9時30分以降）は、保健室までお入りいただき、保健室スタ

